

こども未来戦略方針

Point1 経済成長実現と少子化対策を「車の両輪」に

経済成長の実現

持続的で構造的な賃上げと人への投資・民間投資

少子化対策

経済的支援の充実



若者・子育て世代の
所得を伸ばす

Point2 「3兆円半ば」の規模

2030年代
初頭までに **倍増**

5割以上
増

こども家庭庁
予算



こども一人当たりの
家族関係支出で

OECD トップの
スウェーデン
に達する水準



Point3 スピード感

今年度
から

出産育児一時金の引上げ
0～2歳の伴走型支援など

来年度
から

児童手当の拡充
「こども誰でも通園制度」の取組など

さらに

先送り（段階実施）になっていた
「高等教育の更なる支援拡充」
「貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児支援」を前倒し

少子化対策「加速化プラン」

①若い世代の所得を増やす

児童手当

- 所得制限撤廃 支給期間3年延長（高校卒業まで）
- 第三子以降は3万円に倍増

高等教育（大学等）

- 授業料減免（高等教育の無償化）の拡大
- 子育て期の貸与型奨学金の返済負担の緩和
- 授業料後払い制度の抜本拡充

出産

- 出産育児一時金を42万円から50万円に大幅に引上げ
- 2026年度から、出産費用の保険適用などを進める

働く子育て世帯の収入増

- 106万円の壁を超えても手取り収入が逆転しない
- 週20時間未満のパートの方々→雇用保険の適用を拡大
自営業やフリーランスの方々→育児中の国民年金保険料を免除

住宅

- 子育て世帯が優先的に入居できる住宅
今後、10年間で計30万戸
- フラット35の金利を子どもの数に応じて優遇

②社会全体の構造や意識を変える

育休をとりやすい職場に

- 育休取得率目標を大幅に引上げ
- 中小企業の負担には十分に配慮／助成措置を大幅に拡充

育休制度の抜本的拡充

- 3才～小学校就学までの「親と子のための選べる働き方制度」を創設
- 時短勤務時の新たな給付
- 産後の一定期間に男女で育休を取得した場合の給付率を手取り10割に

③全てのこども・子育て世帯を ライフステージに応じて切れ目なく支援

切れ目なく全ての子育て世帯を支援

- 妊娠・出産時から0～2歳の支援を強化
伴走型支援：10万円＋相談支援
- 「こども誰でも通園制度」を創設
- 保育所：量の拡大から質の向上へ
- 貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児

「こども未来戦略方針」令和5年6月13日(抜粋)

～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～

Ⅲ.「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～

Ⅲ-1.「加速化プラン」において実施する具体的な施策

1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

(7)子育て世帯に対する住宅支援の強化 ～子育てにやさしい住まいの拡充～

○ こどもや子育て世帯の目線に立った「こどもまんなかまちづくり」を加速化させる。その中で、理想のこども数を持たない理由の一つとして若い世代を中心に「家が狭いから」が挙げられており、また、子育て支援の現場からも子育て世代の居住環境の改善を求める声があることから、子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。

○ 具体的には、まず、立地や間取りなどの面で子育て環境に優れた公営住宅等の公的賃貸住宅を対象に、全ての事業主体で子育て世帯等が優先的に入居できる仕組みの導入を働きかける。これにより、今後10年間で子育て世帯等の居住に供する住宅約20万戸を確保する。

○ さらに、ひとり親世帯など支援が必要な世帯を含め、子育て世帯が住宅に入居しやすい環境を整備する観点から、空き家の活用を促す区域を設定し、空き家の所有者へ活用を働きかけ、空き家の改修・サブリースを促進するとともに、戸建てを含めた空き家の子育て世帯向けのセーフティネット住宅への登録を促進することなどにより、既存の民間住宅ストックの活用を進める。これらにより、今後10年間で子育て世帯等の居住に供する住宅約10万戸を確保する。

○ あわせて、子育て世帯等が良質な住宅を取得する際の金利負担を軽減するため、住宅金融支援機構が提供する長期固定金利の住宅ローン(フラット35)の金利優遇について、ポイント制を活用し、住宅の広さを必要とする多子世帯に特に配慮しつつ、2024年度までのできるだけ早い時期に支援を大幅に充実させる。

○ これらの取組に加えて、こどもの声や音などの面で近隣住民に気兼ねせず入居できる住まいの環境づくりとして、集合住宅の入居者等への子育て世帯に対する理解醸成を図る。また、子育て世帯向け住宅の周知の強化や、子育て世帯に対して入居や生活に関する相談等の対応を行う居住支援法人に重点的な支援を講じることにより、住まいに関する支援を必要としながらも支援が行き届いていない子育て世帯への取組を強化する。